

原本不良

11

自動車交通事業法

附逐條說明

鐵道省監督局

昭和六年四月

參考資料

五

目次

第一章 自動車運輸事業

- 第一條 (事業ノ意義)
- 第二條 (事業ノ路線)
- 第三條 (事業ノ基準)
- 第四條 (事業經營ノ免許)
- 第五條 (期間更新ノ免許)
- 第六條 (運輸開始及工事施行)
- 第七條 (事業計畫及工事方法ノ變更)
- 第八條 (自動車ノ登録)
- 第九條 (運輸、設備及會計)
- 第十條 (改善命令)

一 頁
一 〇 〇 九 六 五 三 二 一

第十一條	(條件附加)	一三
第十二條	(事業ノ休止及廢止)	一五
第十三條	(事業ノ移轉其ノ他)	一五
第十四條	(免許ノ取消及事業ノ停止)	一七
第十五條	(免許ノ失効)	一九
第十六條	(本法以外ノ自動車ニ依ル運送事業)	二二
第二章 自動車道及自動車道事業		
第十七條	(道及道事業ノ意義)	二三
第十八條	(事業經營ノ免許)	二五
第十九條	(工事施行ノ認可)	二六
第二十條	(工事ノ著手及竣功)	二八
第二十一條	(事業計畫及工事方法ノ變更)	二八
第二十二條	(沿道土地ノ立入及使用)	二九

第二十三條	(供用開始)	三〇
第二十四條	(構造、維持、修繕、使用及交通保全)	三一
第二十五條	(改善命令)	三一
第二十六條	(條件附加)	三二
第二十七條	(供用ノ休止及廢止)	三三
第二十八條	(事業ノ移轉其ノ他)	三四
第二十九條	(免許ノ取消及事業ノ停止)	三四
第三十條	(免許ノ失効)	三六
第三十一條	(自動車道ノ接續横斷)	三七
第三十二條	(本法以外ノ自動車道路)	三九
第三章 共通規定		
第三十三條	(兩事業ノ兼營)	四〇
第三十四條	(日常ノ監督)	四一

第三十五條	(職權ノ委任)	四二
第三十六條	(訴訟)	四二
第三十七條	(國營事業)	四三
第四章	自動車交通事業抵當	
第三十八條	(財團設定者及抵當ニ關スル準用規定)	四五
第三十九條	(財團ノ組成物件)	四八
第四十條	(財團及抵當權設定ノ制限)	五〇
第四十一條	(一部事業ノ財團設定ノ制限)	五二
第四十二條	(兩事業ノ併合財團)	五三
第四十三條	(財團ノ設定手續及效果)	五五
第四十四條	(財團ノ處分制限)	五八
第四十五條	(抵當權ノ設定又ハ變更)	六一
第四十六條	(財團ノ登記所)	六三

第四十七條	(財團ノ登記準則)	六四
第四十八條	(併合財團ニ對スル抵當權ノ效力)	六八
第四十九條	(強制執行)	六九
第五章	罰則	
第五十條	(無免許事業經營)	七二
第五十一條	(免許名義ノ濫用)	七三
第五十二條	(事業者ノ犯則行爲)	七四
第五十三條	(事業者處罰)	七六
第五十四條	(自動車道ノ往來妨害)	七八
第五十五條	(運輸事業自動車ノ顛覆破壊)	七九
第五十六條	(結果犯)	八〇
第五十七條	(過失犯)	八一
附則		

一	(施行期日)	八三
二	(兩事業ノ經過規定)	八三
三	(自動車運輸事業ノ特別經過規定)	八三
四	(登録税法中改正)	八三
五	(印紙税法中改正)	八三
以上		
		六

本法ノ要旨

昭和六年二月二十八日衆議院ニ於ケル江本鐵道大臣ノ説明
第五十九回帝國議會衆議院議事速記録第二十號ヨリ轉載

自動車ニ依リマスル運輸交通ハ、近時非常ナル發達ヲ遂ゲマシテ、公衆ノ日常生活ト密接ナル關係ヲ生ズルニ至ツタノデアリマス、就中路線ヲ定メテ定期ニ運行致シマスル自動車ニ於キマシテハ、交通機關ト致シマシテ、重要ナル地歩ヲ占ムルニ至ツタノデアリマス、又轉ジテ我國現在ノ道路ヲ見マスルニ、自動車ノ無カツタ時代ノモノガ、大部分ヲ占メテ居ル次第デアリマスカラ、自動車ノ發達ニ伴ヒマシテ、自動車専用ノ道路ヲモ認ムルノ必要ヲ生ズルニ至ツタノデアリマス、然ルニ是等ノ事業ノ準據法規ト致シマシテハ、自動車運輸事業ニ關シマシテハ、總ニ大正八年ニ内務省カラ出シマシタ所ノ、自動車取締令中ニ數箇條ノ規定ガアルニ止マリ、又自動車専用道路ニ關シマシテハ、明治四年ニ制定サレマシタ所ノ太政官布告ノ規定ガ存在スルニ過ギナイ有様デアリマシテ、洵ニ時代ノ要求ニ適

應シナイノデアリマス、鐵道、内務兩省ニ於キマシテハ、現時ノ必要ニ應ズル立法ヲ得ク
イ方針ヲ以テマシテ、種々研究ヲ重ねマシタガ、就中自動車運輸事業ニ關シマシテハ、第
五十六回帝國議會ニ於キマシテ、貴衆兩院ニ於テ之ニ關スル請願ヲ採擇セラレマシタノデ
ソレ等ヲ斟酌致シマシテ、本法案ヲ提出スルニ至ツタ次第デアリマス、茲ニ提案致シマシ
タ自動車交通事業法案ハ、以上申述ベマシタ交通行政ノ見地カラ、自動車運輸事業ニ關ス
ル事項ヲ規定スルト共ニ、道路交通ノ補充的施設ト致シマシテ、自動車道ヲ開設スルノ途
ヲ開クガ爲ニ、之ニ關スル事項ヲ併セテ規定致シマシタモノデ、之ニ依ツテ自動車交通
ノ完全ナル發達ヲ圖ラムトスル趣旨ニ外ナラナイデアリマス、今本法案要項ノ一二ヲ申
上ゲテ見マスルト

第一ニ、本法ヲ適用致シマスル自動車運輸事業ト申シマスノハ一般交通ノ用ニ供スル爲
メ路線ヲ定メ、定期ニ自動車ヲ運行シテ、旅客又ハ貨物ヲ運送スル事業ヲ申スデアリマ
ス、是等ノ事業者ハ、現在旅客及貨物ヲ併セテ四千名ノ多キニ達シ、其使用致シテ居リマス
自動車ノ數ハ、一萬數千輛ニ及ビ、其營業哩程ハ約九萬哩ニ及ンデ居ルノデアリマス

第二ニ、本法案中ニ規定致シマシタ自動車道ト申シマスノハ、一般自動車道及専用自動
車道ノ二種類デアリマス、一般自動車道ト申シマスノハ、専ラ自動車ノ一般交通ノ用ニ供
スル道路ヲ申スノデアリマシテ、専用自動車道ト申シマスノハ、前ニ述ベタル自動車運輸
事業者ガ、其事業用ノ自動車ノ専用ニ供スル所ノ通路ヲ云フノデアリマス、右ノ内一般自
動車道ヲ開設スル者ハ、特ニ自動車道事業者トシテ、一般自動車ノ通行ニ付キ使用料金ノ
徴收ヲ許ス方針ニナツテ居ルノデアリマス、現在自動車道ト認ムベキモノハ、六箇所アル
ニ過ギマセスガ、其他ニ免許ヲ受ケテ居リマスモノハ、九箇所ニ及ンデ居リ、自動車交通
ノ發達ニ伴ヒマシテ、漸次増加スルノ機運ニ向ヒツツアルノデアリマス

第三ニ、以上ノ自動車運輸事業及自動車道事業ノ經營ニ付テハ、從來ハ地方長官ニ其免
許ヲ委ネテ居ツクノデアリマスガ、本法施行ノ上ハ、原則ト致シマシテハ、主務大臣ニ於
テ免許ヲ爲スノ方針ヲ執ツクノデアリマス、是ハ此事業ノ重要性ニ鑑ミマシテ、其必要ヲ
認メタ次第デアリマス

第四ニ、本事業ニ共通致シマスル事項ト致シマシテ、本法案ノ特色ト致シテ居リマスル

所ハ、自動車交通事業抵當、所謂自動車事業財團ヲ設ケマシテ、其事業財團ヲ抵當權ノ目的トナスノ制度ヲ設ケマシテ、其事業上ノ金融ヲ圓滑ナラシメタ點デアリマス、事業ノ發達ニ伴ヒマシテ、且將來ノ堅實ナル進歩ニ資スルガ爲ニハ、事業財團ノ抵當制度ハ絶對ニ必要ナルモノト信ズルノデアリマス

以上申述ベマシタヤウナ理由ヲ以チマシテ、本法案ヲ提出致シタ次第デアリマス、本案ニ付キマシテハ、自動車事業者ノ間ニ於キマシテモ、相當熱望致シテ居ル趣モ見エルノデアリマスカラ、ドウカ是等ノ事情ヲモ御諒承下サイマシテ、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アラシコトヲ希望致ス次第デアリマス

自動車交通事業法附逐條說明

(昭和六年四月一日法律第五十二號)

第一章 自動車運輸事業

第一條 本法ニ於テ自動車運輸事業トハ一般交通ノ用ニ供スル爲路線ヲ定メ定期ニ自動車ヲ運行シテ旅客又ハ物品ヲ運送スル事業ヲ謂フ

【說明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ノ意義ヲ明確ニシタル規定ナリ
- 一 從來自動車取締令ニ於テハ一定ノ路線ニ據ルヤ否ヤヲ以テ茲ニ所謂自動車運輸事業ト然ラザルモノトノ區別ノ標準トセルモ鐵道軌道ト比肩スベキ一定ノ交通機關ノ觀念トシテハ未ダ充分ナラザルモノアルヲ以テ本條ノ如ク規定シタリ、現在ニ於テハ街路交通ヲ主トスル所謂乗合自動車其ノ大部分ヲ占ムルモ、長距離運輸自動車、廻遊自動車、定期貨物自動車モ亦茲ニ所謂自動車運輸事業ニ屬ス

(參照) 自動車取締令第十二條 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營ムトスル者ニシテ一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノハ營業地ノ地方長官其ノ他ノモノハ營業所所在地ノ地方長官ニ願出其ノ免許ヲ受クヘシ

第二條 自動車運輸事業ノ路線ハ一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路ニ依ルベシ

【説明】

- 一 本條ハ前條ニ所謂路線ヲ説明セルモノナリ
- 一 右ノ中自動車道トハ第二章ニ規定セルモノニシテ、一般自動車道及専用自動車道ヲ指ス(第十七條)

第三條 主務大臣ハ命令ヲ以テ自動車運輸事業ニ付路線ニ應ジテ使用スベキ自動車ノ輛數其ノ他事業ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ヲシテ交通機關トシテノ機能ヲ完カランメンガ爲事業經營ノ基準ヲ定メントスル趣旨ノ規定ナリ
- 一 茲ニ所謂事業ノ基準トハ路線ニ應ジテ使用スベキ自動車ノ輛數、其ノ大サ等ヲ謂ヒ命令ニ於テハ之等ノ最低ノ標準ヲ示サントス
- 一 基準ニ適合セザルモノハ輕便自動車ノ意味ヲ以テ之ヲ認ム、是レ交通量稀薄ナル地方ニ於ケル自動車ノ普及ヲ阻止セザル爲ニシテ之等ニ對シテハ免許ニ有効期間ヲ指定ス(第四條第二項)

第四條 自動車運輸事業ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運賃其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ
主務大臣ハ前項ノ免許ヲ爲スニ當リ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ有効期間ヲ指定スルコトヲ得

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ノ免許ニ關スル規定ナリ
- 一 第一項ハ自動車運輸事業ヲ免許事業トスルト共ニ其ノ免許ハ主務大臣ニ於テ爲スコトヲ明カニシタルモノナリ、若シ免許ヲ受ケズシテ自動車運輸事業ヲ經營シタルトキハ罰セラル(第五十條第一號)
- 一 從來自動車取締令ニ於テモ免許ト稱シタルモノ其ノ性質ハ警察許可ニ外ナラズ、本法ニ於テハ交通行政上ノ見地ヨリ之ヲ免許事業トシタルモノニシテ、其ノ重要性ニ鑑ミ之ヲ主務大臣ノ免許ニ依ラシムルコトトシタリ、但シ臨時營業等輕微ナルモノニ付テハ必要ニ應ジ之ヲ地方長官ニ委任スベシ(第三十五條)
- 一 免許ヲ申請スルニハ運賃、自動車ノ輛數、運轉系統等ヲ定メシム、蓋シ自動車運輸事業ハ通常容易ニ事業ヲ開始シ得ベキモノナルヲ以テ地方鐵道軌道ノ如ク之等ノ事項ニ付各別ノ手續ヲ履マシムルコトナク免許ノ際一括處分セントスルモノニシテ事務簡捷ノ趣旨ニ出ヅ

- 一 第二項ハ自動車運輸事業ノ免許ニハ必要ニ應ジ其ノ有効期間ヲ指定スベキコトヲ明カニシタルモノナリ
- 一 蓋シ自動車運輸事業ハ通常固定の設備ヲ要スルコト尠ク、此ノ點ニ於テ地方鐵道軌道ト稍趣ヲ異ニスルモノアルニ依リ其ノ免許ニハ有効期間ヲ附シ以テ交通狀況ノ變遷ニ應ジ遺憾ナキヲ期スルノ趣旨ニ出ヅ
- 一 免許ニ有効期間ヲ指定スル標準ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ規定スルモ主トシテ第三條ノ基準ニ適合セザルモノニ指定スルモノトス

第五條 主務大臣ハ自動車運輸事業者ガ免許ノ有効期間満了後仍引續キ其ノ事業ヲ經營セシコトヲ申請シタルトキハ當該路線ニ依ル自動車運輸事業ノ不必要其ノ他特別ノ事由ナキ限り期間更新ノ免許ヲ爲スベシ

【説明】

- 一 本條ハ前條第二項ノ規定ニ依リ免許ノ有効期間ヲ指定シタル場合ニ於ケル期間更新

ノ規定ナリ

六

一 蓋シ前條第二項ニ於テハ必要ニ應ジ免許ニハ有効期間ヲ附スベキ旨ヲ規定シタルモ之ハ一面ニ於テ事業者ヲシテ事業經營ニ當リ幾分不安ヲ懷カシムルノ嫌ナキニ非ザルヲ以テ期間満了後モ仍其ノ路線ニ依ル自動車運輸事業ヲ必要トスル限リハ當該事業者ヲシテ繼續營業セシムベキコトヲ明カニスルノ要アルニ因ル

一 茲ニ特別ノ事由ト稱スルハ期間満了ノ場合ニ於ケル交通狀況ノ變化ニ因リ當該自動車運輸事業ノ繼續ヲ必要トセザルトキ、事業ノ規模ガ第三條ノ基準ニ適合セズシテ交通機關トシテ適當ナラザルトキ、當該事業者ノ資産状態ノ不良等ノ爲繼續經營セシムルニ適セザルトキ等ヲ謂フ

第六條 自動車運輸事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ運輸開始ノ認可ヲ申請スベシ

第十七條第一項ノ専用自動車道ヲ開設シテ自動車運輸事業ヲ經營スル場合ニ在リテハ工

事方法ヲ定メ前項ノ認可申請前主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スベシ

天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前二項ノ期間内ニ認可ヲ申請スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸長スルコトヲ得

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ノ免許ヲ受ケタル後其ノ運輸開始ニ至ル迄ノ手續ニ關スル規定ナリ
- 一 第一項ハ免許ヲ受ケタル者ハ一定ノ期間内ニ運輸ヲ開始スルノ義務アルコトヲ明カニシタルモノナリ、其ノ期間ニ付テハ事業ノ内容ニ應ジ免許ノ際適當ニ之ヲ指定ス、免許ヲ受ケタル者ハ其ノ期間内ニ準備ヲ整へ運輸開始ノ認可ヲ申請スルコトヲ要シ、監督官廳ハ検査ノ上之ヲ認可スルモノナリ、若シ其ノ期間内ニ其ノ手續ヲ爲サザルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ(第十五條第一號)
- 一 第二項ハ専用自動車道ヲ開設シテ自動車運輸事業ヲ經營スル場合ノ特別規定ナリ、

七

此ノ場合ニ在リテハ主務大臣ハ免許ノ際工事施行ノ認可申請期間ヲ指定スルモノニシテ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ期間内ニ工事方法ヲ定メ工事施行ノ認可ヲ申請スルコトヲ要ス、若シ其ノ期間内ニ其ノ手續ヲ爲サザルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ(第十五條第四號)

一 専用自動車道開設ノ爲必要ナル土地ハ土地收用法ニ依リ之ヲ收用シ又ハ使用スルコトヲ得(土地收用法第二條)、又其ノ工事ノ爲必要アルトキハ事業者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得(本法第二十二條)

一 工事施行ノ認可ヲ受ケタル者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ運輸開始ノ認可ヲ申請スルコトヲ要ス

一 認可ヲ受ケズシテ運輸ヲ開始シタルトキ又ハ専用自動車道ノ工事ヲ施行シタルトキハ罰セラル(第五十二條第一號)

一 第三項ハ前二項ニ定メタル運輸開始及工事施行ノ認可申請期間ノ伸長ニ關スル規定

ナリ

一 尙免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ運輸開始又ハ工事施行ノ認可申請期間内ニ會社設立ノ上登記ヲ爲シ然ル後第一項又ハ第二項ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス、若シ其ノ期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ(第十五條第三號)

第七條 自動車運輸事業者事業計畫又ハ専用自動車道ノ工事方法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

【説明】

一 本條ハ第四條ニ依リ免許ヲ受ケタル事業計畫及前條第二項ニ依リ認可ヲ受ケタル専用自動車道ノ工事方法ノ變更ニ關スル規定ナリ

一 運賃ノ變更、使用車輛ノ變更、運轉系統ノ變更等ハ茲ニ所謂事業計畫ノ變更ニ屬ス若シ認可ヲ受ケズシテ之ノ事項ヲ變更シタルトキハ罰セラル(第五十二條第一號)

第八條 自動車運輸事業ノ自動車ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登録ヲ受クルコトヲ要ス

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ニ使用スル自動車ノ登録ニ關スル規定ナリ
- 一 蓋シ之等ノ自動車ハ特別ノ公共性ヲ有スルヲ以テ一般自動車ニ關スル検査ニ依ルノ外事業監督上ノ必要ニ基ク事項ヲ登録セシメ以テ其ノ同一性ヲ確保スルト共ニ其ノ監督ヲ充分ニスルノ要アルニ因ル、其ノ登録ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定メ登録事務ハ地方廳ヲシテ行ハシムル方針ナリ、若シ登録ヲ受ケザル自動車ヲ事業ノ用ニ供シ又ハ不實ノ事項ノ登録ヲ申請シタルトキハ罰セラル(第五十二條第四號)

第九條 自動車運輸事業ノ運輸、設備及會計ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ノ運輸、設備及會計ニ關スル規定ナリ
- 一 之等ノ事項ニ關シテハ特ニ法律ヲ以テ規定スルヲ要スル事項ナキヲ以テ命令ニ委ヌ

ルコトトシタリ、尙運輸ニ關スル法律關係ニ付テハ鐵道ニ在リテハ特ニ鐵道營業法アリテ商法ニ對スル特別規定ヲ設クルモ自動車運輸事業ニ在リテハ斯ル必要ナキヲ以テ總テ商法ニ依ラシム

- 一 會計ニ關スル規定ニ於テハ特ニ車輛ノ銷却ニ付テ意ヲ用フル方針ナリ

第十條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ自動車運輸事業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

- 一 運賃其ノ他ニ關スル事業計畫又ハ専用自動車道ノ工事方法ヲ變更セシムルコト
- 二 路線ヲ延長又ハ變更セシムルコト但シ専用自動車道ノ延長及變更ハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 他ノ運送事業者ト連絡運輸ヲ爲サシムルコト
- 四 全部又ハ一部ノ路線ヲ共通ニスル數人ノ自動車運輸事業者アル場合ニ共同經營ヲ爲サシムルコト
- 五 旅客又ハ物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ付セシムルコト

六 前各號ノ外事業ノ改善ヲ爲サシムルコト

前項第三號及第四號ノ場合ニ於テ其ノ實施方法又ハ各事業者ノ取得シ若ハ負擔スベキ金額ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ノ改善命令ニ關スル規定ナリ
- 一 第一項ハ命令シ得ベキ範圍ヲ規定シタルモノナリ
- 一 第一號ノ事業計畫ニ付テハ第四條第一項及第七條、又専用自動車道ノ工事方法ニ付テハ第六條第二項及第七條參照
- 一 第二號ノ路線延長ハ主トシテ特別ノ設備ヲ要セズシテ容易ニ利用者ノ便宜ヲ計リ得ル場合ニ之ヲ命ズルノ趣旨ナリ
- 一 第三號ノ運送事業者トハ自動車運輸事業者ハ勿論鐵道、軌道、船舶業者ニモ指稱ス
- 一 第四號ノ共同經營ニ關スル事項ハ現在ノ自動車運輸事業ノ狀況ニ鑑ミ特ニ其ノ要アルモノト認ム、但シ會社ノ合併其ノ他事業ノ合同ヲ命ズルノ趣旨ニハ非ズ（第十一條

第三項參照)

- 一 第五號ノ保險モ亦大體同趣旨ニ出ヅ、但シ其ノ保險ノ範圍ハ自動車ニ依リテ運送セラルル旅客又ハ物品ニ損害ヲ生ジタル場合ノ賠償責任ニ限り、廣ク第三者ニ對スル責任ニ及ボサントスルモノニハ非ズ
- 一 第二項ハ前項第三號ノ連絡運輸及第四號ノ共同經營ヲ命ジタル場合ニ於ケル主務大臣ノ裁定權ヲ規定シタルモノナリ
- 一 本條ニ依ル改善命令ヲ遵守セザルトキハ罰セラル（第五十二條第三號）
- 一 尙専用自動車道ヲ開設シタル場合政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者方之ニ接続シ若ハ接近シ又ハ之ヲ横斷シテ道路、自動車道、鐵道、軌道等ヲ造設セントスルトキハ事業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ（第三十一條）

第十一條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ條件ニ於テ他ノ運送事業者ヨリ事業ノ譲渡又ハ共同經營、
會社ノ合併等ヲ求メタルトキハ之ニ應ズベキコトヲ命ジタル場合ニ於ケル實施方法及收
得又ハ負擔金額ニ之ヲ準用ス

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ノ免許其ノ他ノ場合ニ於ケル條件附加ニ關スル規定ナリ
- 一 第一項ハ免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトアルベキコトヲ明カニシタルモ
ノナリ、若シ其ノ條件ニ違反シタルトキハ罰セラル(第五十二條第一號)
- 一 第二項ハ前項ニ依リ條件ヲ附シタル場合ニ於テ爾後ノ事情ノ變化ニ基キ之ヲ變更シ
得ベキコトヲ定メタルモノナリ
- 一 第三項ハ自動車運輸事業ノ免許等ニ際シテハ他ノ自動車運輸事業者、鐵道軌道業者
等トノ關係ヲ考慮シ事業ノ譲渡若ハ會社ノ合併ニ因ル事業ノ合同又ハ其ノ共同經營ヲ
命ズルノ要アル場合少カラザルベキヲ以テ之等ノ場合ニ於ケル主務大臣ノ裁定權ヲ規
定シタルモノナリ、尙本項ノ共同經營ニ付テハ第十條第一項第四號ニ依ル共同經營ノ

如キ制限ナシ

第十二條 自動車運輸事業ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部
ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業者ハ其ノ事業繼續ノ義務アルコトヲ明カニシタル規定ナリ
- 一 事業廢止ノ許可ヲ受ケタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ(第十五條第六號)、又若シ
許可ヲ受ケズシテ事業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキハ罰セラル(第五十二條第一號)

第十三條 自動車運輸事業ノ譲渡ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
會社ノ合併ニ因ル自動車運輸事業ノ承繼ニ付テハ合併前主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
自動車運輸事業者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承繼ス
自動車運輸事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ

非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ノ移轉其ノ他ニ關スル規定ナリ
- 一 第一項ハ事業ヲ讓渡スルニハ主務大臣ノ許可ヲ要スルコトヲ明カニシタルモノナリ
若シ其ノ許可ナクシテ私カニ讓渡シタルトキハ罰セラル(第五十一條)
- 一 第二項ハ前項ト同趣旨ナルモ事業移轉ノ事情ヲ異ニスルヲ以テ別段ノ規定ヲ置キタルモノニシテ合併其ノモノニ付許可ヲ受ケシムルノ趣旨ニハ非ズ、若シ其ノ許可ヲ受ケズシテ合併ヲ爲シタルトキハ罰セラル(第五十二條第一號)
- 一 第三項ハ事業者ノ死亡ニ因ル相續ノ場合ハ許可ヲ俟タズシテ當然移轉スルコトヲ明カニシタルモノナリ、死亡以外ノ原因ニ因ル相續ノ場合ハ第一項ノ規定ニ依ルモノトス
- 一 第四項ハ第十二條ニ依ル事業廢止ノ場合ト同趣旨ナルモ其ノ事情ヲ異ニスルヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケタルモノナリ、尙解散ノ決議トハ株式會社ノ場合、解散ニ關スル總

社員ノ同意トハ合名會社及合資會社ノ場合ヲ指ス

- 一 會社解散シタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ(第十五條第七號)

第十四條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ自動車運輸事業經營ノ免許ノ全部若ハ一部ヲ取消

シ又ハ事業ノ全部若ハ一部ヲ停止セシムルコトヲ得

- 一 法令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ
- 二 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ
- 三 許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ故ナク實施セザルトキ
- 四 事業ノ經營不確實又ハ資産狀態ノ著シキ不良其ノ他ノ爲事業ヲ繼續スルニ適セズト認メタルトキ
- 五 公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ
- 六 道路、自動車道又ハ通路ノ狀況方自動車ノ運行ニ適セザルニ至リタルトキ

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ノ免許ノ取消又ハ事業ノ停止ニ關スル規定ナリ
- 一 第一號ハ法令又ハ條件ニ違反シタル場合ヲ指ス、條件ニ付テハ第十一條參照
- 一 第二號ハ處分ニ違反シタル場合ヲ指ス
- 一 第三號ハ例ヘバ運輸開始ノ認可ヲ受ケテラ故ナク運輸ヲ開始セザルトキ、運賃ノ値下、車輛ノ増加、専用自動車道ノ改善ノ爲ノ工事方法ノ變更ノ認可ヲ受ケテラ故ナク之ヲ實施セザルトキ、第十一條ニ依リ附シタル條件ニ基キ事業ノ譲渡若ハ會社ノ合併ニ因ル事業承繼ノ許可ヲ受ケテラ故ナク之ヲ實施セザルトキ等ヲ指ス
- 一 第四號ハ例ヘバ自動車ノ運行確實ヲ缺クトキ、休業久シキニ涉リ再開業ノ見込ナキトキ、車輛改善ノ資力ナキトキ、破産、禁治産、準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ、重大ナル犯罪ヲ犯シタルトキ、自動車運輸事業ニ付財團抵當ヲ設定スル場合ニ於テ債權者ト通譯シテ第四十條第二項ニ關スル脱法行爲又ハ民法第四百二十四條ノ詐害行爲ヲ爲シタルトキ等ヲ指ス

- 一 第五號ハ例ヘバ他ノ自動車運輸事業者又ハ軌道業者ト路線ヲ同ジウスル場合ニ於テ之等ノ者ノ事業ヲ妨害スルトキ、騷擾ニ際シ蒙徒ノ輸送ニ努メ若ハ犯人ノ逃亡ヲ援助シタルトキ、選舉ニ際シ差別ノ取扱ヲ爲シタルトキ等ヲ指ス
- 一 第六號ハ水害、震災等ノ爲道路損壞シテ容易ニ復舊ノ見込ナキトキ、自動車道ノ保守不良ニシテ自動車ノ運行ニ適セザルトキ等ヲ指ス(第一條參照)

第十五條 左ノ場合ニ於テハ自動車運輸事業經營ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 運輸開始ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ
- 二 運輸開始ノ認可ナキトキ
- 三 事業經營ノ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ運輸開始ノ認可申請期間内(路線ノ全部又ハ一部ニ付専用自動車道ヲ開設スル場合ニ在リテハ工事施行ノ認可申請期間内)ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキ
- 四 専用自動車道ニ付工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ

- 五 専用自動車道ニ付工事施行ノ認可ナキトキ
- 六 事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ
- 七 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ノ免許ノ失効ニ關スル規定ナリ
- 一 第一號ハ第六條第一項ノ規定ニ違反シタル場合ヲ指ス、但シ其ノ期間内ニ認可ヲ申請スレバ足り必ズシモ其ノ期間内ニ運輸ヲ開始スルヲ要セズ
- 一 第二號ハ運輸開始ノ認可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ期間後却下セラレタルトキヲ指ス、其ノ期間内ニ於テ却下セラレタルトキハ其ノ期間内ニ再ビ申請スルヲ妨ゲズ
- 一 第三號ハ免許ヲ受ケタル者ガ會社ノ發起人ナル場合ニ於ケル特別規定ニシテ發起人ハ運輸開始若ハ工事施行ノ認可申請ヲ爲スノ權能ナキコトヲ明カニシタルモノナリ、尙其ノ期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲シタル場合ニ在リテモ當該會社ニ於テ其ノ期間内ニ運輸開始若ハ工事施行ノ認可申請ヲ爲サザルトキハ免許ハ失効スルモノトス

- 一 第四號及第五號ハ専用自動車道ヲ開設スル場合ニ於ケル特別規定ニシテ第四號ハ第六條第二項ノ規定ニ違反シタル場合ヲ指ス
- 一 第五號ハ工事施行ノ認可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ期間後却下セラレタルトキヲ指ス
- 一 工事施行ノ認可ヲ受ケタル場合ニ在リテモ運輸開始ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ又ハ其ノ認可ナキトキハ免許ハ失効スルモノトス
- 一 第六號ハ第十二條ノ規定ニ依リ事業廢止ノ許可ヲ受ケタルトキヲ指ス
- 一 第七號ハ第十三條第四項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケテ會社解散シタルトキ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ會社解散シタルトキヲ指ス、隨テ會社解散シタルトキハ其ノ事業ヲ譲渡スルコトヲ得ザルモノトス
- 一 免許ハ本條ノ規定ニ依ルノ外第四條第二項ノ有効期間満了シタルトキ及前條ノ取消アリタルトキニモ亦其ノ效力ヲ失フ

第十六條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業以外ニ於テ自動車ヲ使用シテ行フ運送事業ハ本法ニ依ラズ別ニ定ムル勅令ニ依ルベキコトヲ明カニシタル規定ナリ
- 一 茲ニ所謂自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業トハ「ハイヤー」(旅客及貨物)、「タクシー」、通學「バス」、ホテル「バス」、百貨店「バス」、不定期遊覽「バス」、自動車ニ依ル郵便物新聞紙ノ運送請負、貨物運送集配營業等ヲ指稱ス
- 一 之等ノ事業ノ免許ハ現在通地方長官ヲシテ免許セシムル方針ナリ

第二章 自動車道及自動車道事業

第十七條 本法ニ於テ自動車道トハ専ラ自動車ノ一般交通ノ用ニ供スル道路(一般自動車道)及自動車運輸事業者ガ其ノ事業用自動車ノ専用ニ供スル通路(専用自動車道)ヲ謂フ

本法ニ於テ自動車道事業トハ一般自動車道ヲ開設シ有償又ハ無償ニテ之ヲ専ラ自動車ノ一般交通ノ用ニ供スル事業ヲ謂フ

【説明】

- 一 本條ハ自動車道及自動車道事業ノ意義ヲ明確ニシタル規定ナリ
- 一 第一項ハ自動車道ニハ一般自動車道及専用自動車道ノ二種アルコトヲ明カニシタルモノナリ
- 一 一般自動車道トハ自動車ノミノ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ歩行者、人力車、馬車等自動車以外ノ交通ハ一切之ヲ認メザルト共ニ苟クモ自動車ニ依ル以上ハ何人ニ

對シテモ之ヲ利用セシムルコトヲ要スルモノナリ、若シ正當ノ事由ナクシテ其ノ使用ヲ拒ミタルトキハ罰セラル(第五十二條第五號)

一 専用自動車道トハ前章ニ規定シタル自動車運輸事業者ガ其ノ事業用自動車ノ専用ニ供スル通路ニシテ自動車以外ノ通行ヲ認メザルハ勿論事業用自動車ノ外一般自動車ノ通行ニ供セザルモノヲ指ス

一 専用自動車道ハ自動車運輸事業ノ爲ノ一施設ニ外ナラザルヲ以テ専用自動車道ニ依ル自動車運輸事業ニ在リテモ必ズシモ路線ノ全部ガ専用自動車道ニ依ルコトヲ要セズ、路線ノ補充的施設トシテ其ノ一部ニ付之ヲ開設スルヲ妨ゲザルモノトス(第十五條第三號)

一 専用自動車道ニ關シテ本章中ニ規定スル所ハ本條ノ外第二十二條及第三十一條ノミニシテ其ノ他ハ第一章中ニ規定ス(第六條、第七條、第十條、第十五條)

一 第二項ハ自動車道事業ノ意義ヲ明確ニシタルモノナリ

一 自動車道事業ハ一般自動車道ヲ開設シテ自動車ノ一般交通ノ用ニ供スル事業ニシテ

其ノ使用ニ付テハ有償タルト無償タルトヲ問ハザルモノトス

一 専用自動車道ヲ開設スルハ自動車運輸事業ニ屬スルヲ以テ自動車道事業ニハ非ズ

一 一般自動車道ニ依リ自動車道事業ト自動車運輸事業トヲ兼營スル場合ニ付テハ第十三條參照

第十八條 自動車道事業ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用料金其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ

【説明】

一 本條ハ自動車道事業ノ免許ニ關スル規定ニシテ自動車道事業ヲ免許事業トスルト共ニ其ノ免許ハ主務大臣ニ於テ爲スコトトシタルモノナリ、若シ免許ヲ受ケズシテ自動車道事業ヲ經營シタルトキハ罰セラル(第五十條第一號)

一 一般自動車道ハ高速度交通設備ニシテ廣ク一般自動車ノ使用ニ開放スルモノナルガ故ニ其ノ公共性ノ重要ナルニ鑑ミ之ガ開設經營ヲ私人ノ自由ニ任ズルハ交通統制上安

當ニ非ザルヲ以テ特ニ主務大臣ノ免許ニ依ラシムルコトシタリ

- 一 免許ヲ申請スルニハ使用料金、工事概要等ニ關スル事業計畫ヲ定ムルコトヲ要ス
- 一 一般自動車道ノ使用ニ付テハ有償タルト無償タルトヲ問ハザルヲ以テ無償使用ニ供スル場合ト雖其ノ事業ノ經營ニ付テハ本條ニ依リ免許ヲ受クルヲ要スルモノトス
- 一 自動車道事業ノ經營ハ一般自動車道ヲ開設スル場合ニ限ルヲ以テ專用自動車道ヲ開設スルニハ別段ノ免許ヲ要セズ自動車運輸事業ノ免許ニ包含セララルモノトス

(參照) 明治四年十二月十四日布告修路架橋運輸ノ便ヲ興ス者ニ入費金徵收許可方

治水修路ノ儀ハ地方ノ要務ニシテ物産蕃盛庶民殷富ノ基本ニ付キ府縣管下ニ於テ有志ノ者共自費或ハ會社ヲ結ヒ水行ヲ疏シ險路ヲ開キ橋梁ヲ架スル等諸般運輸ノ便利ヲ興シ候者ハ落成ノ上功費ノ多寡ニ應シ年限ヲ定メ税金取立方被差許候間地方官ニ於テ此旨相心得有等ノ儀願出候者有之節ハ其ノ地ノ民情ヲ詳察シ利害得失ヲ考ヘ入費税金ノ制限等第ト取調大藏省ヘ可申出事但本文ノ趣管内無漏可相違事

第十九條 自動車道事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ工事方法ヲ定メ主務大臣ノ指定スル期

間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スベシ

天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前項ノ期間内ニ認可ヲ申請スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸長スルコトヲ得

【說明】

- 一 本條ハ自動車道事業ノ工事施行ノ認可申請ニ關スル規定ナリ
- 一 第一項ハ免許ヲ受ケタル者ハ免許ノ際主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スベキコトヲ定メタルモノニシテ其ノ申請ヲ爲スニハ工事方法ヲ定ムルコトヲ要ス、若シ其ノ期間内ニ其ノ手續ヲ爲サザルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ(第三十條第一號)
- 一 第二項ハ前項ノ工事施行ノ認可申請期間ノ伸長ニ關スル規定ナリ
- 一 尙免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ右ノ期間内ニ會社設立ノ上登記ヲ爲シ然ル後會社ニ於テ工事施行ノ認可ヲ申請スルコトヲ要ス、若シ其ノ期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ(第三十條第二號)

第二十條 自動車道事業者工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ
一般自動車道ノ工事ニ著手シ之ヲ竣功セシムベシ
前條第二項ノ規定ハ前項ノ期間ノ伸長ニ之ヲ準用ス

【説明】

- 一 本條ハ工事施行ノ認可ヲ受ケタル自動車道事業者ノ工事遂行ニ關スル規定ナリ
- 一 第一項ハ工事施行ノ認可ヲ受ケタル者ハ其ノ認可ノ際主務大臣ノ指定スル期間内ニ
其ノ工事ニ著手シ且之ヲ竣功セシムルノ義務アルコトヲ明カニシタルモノナリ、若シ
其ノ期間内ニ工事ニ著手セズ又ハ之ヲ竣功セシメザルトキハ免許ハ失効セザルモ取消
サルコトアルベシ(第二十九條第三號)

一 第二項ハ前項ノ工事著手又ハ工事竣功ノ期間ノ伸長ニ關スル規定ナリ

(備考) 自動車運輸事業者が専用自動車道ヲ開設スル場合ニハ本條ノ如キ規定ナシ

第二十一條 自動車道事業者事業計畫又ハ一般自動車道ノ工事方法ヲ變更セントスルトキ

ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

【説明】

- 一 本條ハ第十八條ニ依リ免許ヲ受ケタル事業計畫及第十九條ニ依リ認可ヲ受ケタル工
事方法ノ變更ニ關スル規定ナリ、若シ認可ヲ受ケズシテ之等ノ事項ヲ變更シタルトキ
ハ罰セラル(第五十二條第一號)

第二十二條 自動車道ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ自動車道事業者又ハ自動車運輸事
業者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使
用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サントスルトキハ己ムヲ得ザル事由アル場合ヲ除ク
ノ外豫メ土地ノ占有者ニ其ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス
第一項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ニ因リテ生ジタル損害ハ立入又ハ使用ノ後遲滞ナク事
業者ニ於テ之ヲ補償スベシ

前項ノ補償ニ付協議調ハザルトキハ地方長官之ヲ裁定ス
前項ノ規定ニ依ル裁定中補償金額ニ不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日より三月内ニ
通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

【説明】

- 一 本條ハ自動車道事業者又ハ専用自動車道ヲ開設スル自動車運輸事業者ガ自動車道ノ
工事ニ際シ必要アルトキハ沿道ノ土地ニ立入り又ハ一時之ヲ材料置場トシテ使用シ得
ベキコトヲ規定シタルモノナリ
- 一 第一項及第二項ハ右ノ立入又ハ使用ヲ爲サントスルトキノ手續ニ關スル規定ナリ
- 一 第三項乃至第五項ハ立入使用ニ因リテ生ジタル損害ノ補償ニ關スル規定ナリ
(備考) 本條ハ道路法第四十五條、第四十七條及第五十九條ト同趣旨ナリ

第二十三條 一般自動車道ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ供用ヲ開始スルコト
ヲ得ズ

【説明】

- 一 本條ハ一般自動車道ノ供用開始ニ關スル規定ナリ、若シ認可ヲ受ケズシテ供用ヲ開
始シタルトキハ罰セラル(第五十條第二號)

第二十四條 一般自動車道ノ構造、維持、修繕若ハ使用又ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

【説明】

- 一 本條ハ一般自動車道ノ構造、其ノ供用開始後ニ於ケル維持修繕ノ方法、其ノ使用制
限及其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ナリ
- 一 之等ノ事項ニ關シテハ特ニ法律ヲ以テ規定スルヲ要スル事項ナキヲ以テ命令ニ委ヌ
ルコトトシタリ

第二十五條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ自動車道事業者ニ對シ左ニ掲グル

事項ヲ命ズルコトヲ得

- 一 使用料金其ノ他ニ關スル事業計畫又ハ一般自動車道ノ工事方法ヲ變更セシムルコト
- 二 一般自動車道又ハ其ノ附屬物件ノ改善ヲ爲サシムルコト

【説明】

- 一 本條ハ自動車事業ノ改善命令ニ關スル規定ニシテ其ノ命令シ得ベキ範圍ヲ明カニシタルモノナリ

- 一 第一號ノ事業計畫ニ付テハ第十八條及第二十一條、又工事方法ニ付テハ第十九條第一項及第二十一條參照

- 一 第二號ノ附屬物件ニ關シテハ第三十九條參照

- 一 本條ニ依ル改善命令ヲ遵守セザルトキハ罰セラル(第五十二條第三號)

第二十六條

免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得
前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

【説明】

- 一 本條ハ自動車事業ノ免許其ノ他ノ條件附加ニ關スル規定ニシテ第十一條第一項及第二項ト同趣旨ナリ、若シ其ノ條件ニ違反シタルトキハ罰セラル(第五十二條第一號)
- 一 自動車事業ニ在リテハ第十一條第三項ノ如キ規定ノ要ナキヲ以テ之ヲ設ケズ

第二十七條

自動車事業業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ニ屬スル一般自動車道ノ全部又ハ一部ノ供用ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

【説明】

- 一 本條ハ自動車事業業者ハ其ノ事業繼續ノ義務アルコトヲ明カニシタル規定ニシテ第十二條ト同趣旨ナリ

- 一 一般自動車道ノ供用廢止ノ許可ヲ受ケタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ(第三十條第四號)、又若シ許可ヲ受ケズシテ供用ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキハ罰セラル(第五十二條第一號)

第二十八條

自動車道事業ノ譲渡ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
會社ノ合併ニ因ル自動車道事業ノ承繼ニ付テハ合併前主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
自動車道事業者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承繼ス
自動車道事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非
ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

【説明】

- 一 本條ハ自動車道事業ノ移轉其ノ他ニ關スル規定ニシテ第十三條ト同趣旨ナリ
- 一 會社解散シタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ(第二十條第五號)、又若シ許可ナクシ
テ私カニ事業ヲ譲渡シタルトキ又ハ會社ノ合併ヲ爲シタルトキハ罰セラル(第五十一
條及第五十二條第一號)

第二十九條

左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ自動車道事業經營ノ免許ノ全部又ハ一部ヲ取消

シ又ハ事業ノ全部又ハ一部ヲ停止セシムルコトヲ得

- 一 法令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ
- 二 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタ
ル處分ニ違反シタルトキ
- 三 主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事ヲ竣功セズ其ノ他許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ
故ナク實施セザルトキ
- 四 事業ノ經營不確實又ハ資産状態ノ著シキ不良其ノ他ノ爲事業ヲ繼續スルニ適セズト
認メタルトキ
- 五 公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ

【説明】

- 一 本條ハ自動車道事業ノ免許ノ取消又ハ事業ノ停止ニ關スル規定ニシテ第十四條第一
號乃至第五號ト同趣旨ナリ
- 一 但シ自動車道事業ニ在リテハ自動車運輸事業ト異リ第二十條ノ規定アルヲ以テ本條

第三號ニ在リテハ特ニ其ノ期間内ニ工事竣功セザル場合ヲ例示シタリ

三六

第三十條

左ノ場合ニ於テハ自動車道事業經營ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ
- 二 工事施行ノ認可ナキトキ
- 三 事業經營ノ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ工事施行ノ認可申請期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキ
- 四 一般自動車道ノ供用ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ
- 五 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ

【説明】

- 一 本條ハ自動車道事業ノ免許ノ失効ニ關スル規定ニシテ第十五條第三號乃至第七號ト同趣旨ナリ
- 一 本條第一號及第三號ノ工事施行ノ認可申請期間ニ付テハ第十九條參照

一 第四號ノ供用廢止ニ付テハ第二十七條參照

一 第五號ノ會社解散ニ關シテハ第二十八條第四項參照

一 免許ハ本條ノ規定ニ依ルノ外前條ノ取消アリタルトキニモ亦其ノ效力ヲ失フ

第三十一條

政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者が自動車道ニ接續シ若ハ接近シ又ハ之ヲ横

斷シテ一般ノ道路、自動車道、橋梁、河川、運河、溝渠、鐵道、軌道、索道等ヲ建設セ

ントスルトキハ自動車道事業者又ハ自動車運輸事業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ自動車道事業者又ハ自動車

運輸事業者ニ對シ設備ノ共用又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ其ノ實施方法及費用ノ負擔ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ關係

主務大臣之ヲ裁定ス自動車道事業者又ハ自動車運輸事業者ノ受ケタル損害ノ補償ニ付亦

同ジ

第二十二條第五項ノ規定ハ前項ノ補償金額ニ之ヲ準用ス

三七

【設 明】

- 一 本條ハ自動車道ヲ横斷シテ政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ガ公共的ノ工作物ヲ建設スル場合等ニ於ケル規定ナリ
- 一 第一項ハ右ノ場合ニ於テ自動車道事業者又ハ自動車運輸事業者ハ之ヲ拒ミ得ザルコトヲ明カニシタルモノナリ
- 一 第二項ハ右ノ場合ニ於ケル設備ノ共用又ハ變更ニ關スル主務大臣ノ命令權ヲ規定セルモノナリ
- 一 第三項前段ハ設備ノ共用又ハ變更ヲ爲ス場合ニ於ケル主務大臣ノ裁定權ヲ規定シタルモノニシテ第十條第二項ト同趣旨ナリ
- 一 第三項後段及第四項ハ之等ノ場合ニ於テ事業者ノ受ケタル損害ノ補償ニ關スル規定ナリ

（備考） 本條ハ地方鐵道法第十七條ト同趣旨ナリ

第三十二條

一般自動車道以外ノ自動車ノ通行スル道路ヲ開設シテ使用料金を徴收スル場合ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

【設 明】

- 一 本條ハ一般自動車道ニ非ザル道路ヲ開設シテ自動車ノ通行ニ付使用料金を徴收スル場合ニ關スル規定ナリ
 - 一 一般自動車道ハ自動車ニ依ルモノノ外其ノ通行ヲ許サザルヲ以テ（第十七條第一項）自動車ト歩行者其ノ他トヲ併セ通行セシムル道路ヲ開設シテ自動車ノ通行ニ付使用料金を徴收セントスルトキハ本條ニ基ク勅令ノ定ムル所ニ依ルベキモノトス、但シ勅令ニ於テハ特別ノ理由ナキ限り此ノ種ノ料金を徴收ヲ禁ズル方針ナリ
 - 一 自動車道事業ニ在リテハ自動車ノ通行ハ有償タルト無償タルト問ハザルモ（第十條第二項）本條ハ使用料金を徴收スル場合ニ限り其ノ適用アルモノトス
- （參照） 明治四年十二月十四日布告修路架橋運輸ノ便ヲ興ス者ニ入費金徴收許可方（第二六頁ニ掲出）

第三章 共通規定

四〇

第三十三條 同一ノ一般自動車道ニ依ル自動車道事業及自動車運輸事業ノ兼營ノ場合ニ於ケル免許、許可及認可ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

【說明】

- 一 本條ハ同一ノ一般自動車道ニ依リ自動車道事業及自動車運輸事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ免許、許可及認可ニ關シテハ第一章及第二章ノ各別ノ規定ニ依ラズ勅令ヲ以テ簡便ナル手續ヲ定メ得ルコトヲ規定シタルモノニシテ事務簡捷ノ趣旨ニ出ヅ
- 一 兩事業ノ兼營ノ場合トハ當初ヨリ兩事業ノ兼營ノ免許ヲ受ケントスル場合、當初ハ自動車道事業ノ免許ヲ受ケ其ノ後ニ於テ其ノ一般自動車道ニ依ル自動車運輸事業ノ兼營ノ免許ヲ受ケントスル場合及當初ハ專用自動車道ヲ開設スル自動車運輸事業ノ免許ヲ受ケ其ノ後ニ於テ其ノ自動車道ニ依ル自動車道事業ノ兼營ノ免許ヲ受ケントスル場合ヲ包含スルモノトス

- 一 一般自動車道ノ供用ヲ廢止シテ之ヲ專用自動車道トシテ自動車運輸事業ヲ經營セントスル場合及自動車運輸事業ヲ廢止シテ其ノ專用自動車道ヲ一般自動車道トシテ自動車道事業ヲ經營セントスル場合ハ本條ノ關スル所ニ非ズ

第三十四條

主務大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム、以下同ジ)ハ必要アリト認ムルトキハ自動車運輸事業者又ハ自動車道事業者ヲシテ事業上ノ報告ヲ爲サシメ、書類ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ事業ノ狀況ヲ監査セシムルコトヲ得
監査員ハ自動車運輸事業者若ハ自動車道事業者又ハ其ノ代表者若ハ其ノ他ノ從業者ニ說明ヲ求メ帳簿、書類及圖面ヲ檢閲スルコトヲ得

【說明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業及自動車事業ノ日常ノ監督ニ關スル規定ナリ
- 一 第一項ハ此ノ監督ニ關スル主務大臣及地方長官ノ權能ヲ明カニシタルモノナリ、若シ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ罰セラル(第五十二條第六號)

四一

- 一 第二十二條ニ規定スル地方長官ニハ警視總監ヲ含マザルモ本條以下ニ規定スル地方長官ニハ警視總監ヲ含ムモノトス(第三十五條、第三十六條及附則第二項)
- 一 第二項ハ監査員ノ權能ヲ明カニシタルモノナリ、若シ其ノ監査ヲ妨ゲタルトキハ罰セラル(第五十二條第七號)

第三十五條 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

【説明】

- 一 本條ハ地方長官ニ對スル職權委任ノ規定ナリ
- 一 本法ニ於テ直接地方長官ノ職權ヲ定メタルハ第二十二條及第三十四條ナリ

第三十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ地方長官ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

【説明】

- 一 本條ハ主務大臣又ハ地方長官ノ爲シタル處分ニ對スル訴願ニ關スル規定ナリ
- 一 本法ニ規定シタル事項又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ地方長官ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ廣ク訴願ヲ爲シ得ルモノトス
- 一 訴願ノ手續ハ訴願法ニ依ル

第三十七條 國ニ於テ經營スル自動車運輸事業及自動車道事業ニ付テハ第一條乃至第三條、第九條(會計ニ關スル規定ヲ除ク)、第十七條、第二十二條、第二十四條及第五十四條乃至第五十七條ノ規定ニ限リ本法ヲ適用ス

國ニ於テ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ヲ經營セントストキハ當該官廳ハ主務大臣ニ協議ヲ爲スベシ

國ニ於テ自動車運輸事業ヲ經營シタル爲之ト路線ヲ共通ニスル自動車運輸事業者ガ其ノ區間ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキ又ハ著シク收益ヲ減少スルニ至リ

- 一 第二十二條ニ規定スル地方長官ニハ警視總監ヲ含マザルモ本條以下ニ規定スル地方長官ニハ警視總監ヲ含ムモノトス(第三十五條、第三十六條及附則第二項)
- 一 第二項ハ監査員ノ權能ヲ明カニシタルモノナリ、若シ其ノ監査ヲ妨ゲタルトキハ罰セラル(第五十二條第七號)

第三十五條 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

【說明】

- 一 本條ハ地方長官ニ對スル職權委任ノ規定ナリ
- 一 本法ニ於テ直接地方長官ノ職權ヲ定メタルハ第二十二條及第三十四條ナリ

第三十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ地方長官ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴訟ヲ爲スコトヲ得

【說明】

- 一 本條ハ主務大臣又ハ地方長官ノ爲シタル處分ニ對スル訴訟ニ關スル規定ナリ
- 一 本法ニ規定シタル事項又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ地方長官ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ廣ク訴訟ヲ爲シ得ルモノトス
- 一 訴訟ノ手續ハ訴訟法ニ依ル

第三十七條 國ニ於テ經營スル自動車運輸事業及自動車道事業ニ付テハ第一條乃至第三條、第九條(會計ニ關スル規定ヲ除ク)、第十七條、第二十二條、第二十四條及第五十四條乃至第五十七條ノ規定ニ限リ本法ヲ適用ス

國ニ於テ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ヲ經營セントスルトキハ當該官廳ハ主務大臣ニ協議ヲ爲スベシ
 國ニ於テ自動車運輸事業ヲ經營シタル爲之ヲ路線ヲ共通ニスル自動車運輸事業者ガ其ノ區間ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキ又ハ著シク收益ヲ減少スルニ至リ

四四
タルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業者ノ受ケタル損失ヲ補償スルコトヲ得
殘存路線ノミニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキ亦同ジ

【説明】

- 一 本法ハ國ニ於テ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ヲ經營スル場合ニ關スル規定ナリ
- 一 第一項ハ國營ノ場合ニ於テ本法中適用スベキ規定ヲ示シタルモノナリ
- 一 第二項ハ國營ノ場合ニ於ケル事業經營官廳ト主務大臣トノ關係ヲ明カニシタルモノナリ
- 一 第三項ハ自動車運輸事業ノ國營ノ場合ニ於ケル既存自動車事業者ニ對スル補償ニ關スル規定ナリ(本項ハ貴族院ニ於テ追加)

第四章 自動車交通事業抵當

第三十八條 自動車運輸事業又ハ自動車道事業ヲ營ム株式会社ハ抵當權ノ目的ト爲ス爲自
動車運輸事業又ハ自動車道事業ノ全部又ハ一部ニ付自動車交通事業財團ヲ設定スルコト
ヲ得

自動車運輸事業及自動車道事業ノ抵當ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外
鐵道抵當法ヲ準用ス但シ同法第一章及第三章中登錄トアルハ登記、第四十六條、第六十
八條及第六十九條中監督官廳トアルハ登記所、第八十條乃至第八十二條、第八十八條及
第九十二條中監督官廳トアルハ裁判所トス

【説明】

- 一 本條ハ自動車交通事業抵當ニ關スル基本的規定ナリ
- 一 第一項ハ本事業財團ヲ設定シ得ベキ者並ニ如何ナルモノニ付財團ヲ設定シ得ベキカ
ヲ明カニシタルモノナリ

- 一 事業財團ヲ設定シ得ル者ハ本法ニ於テハ事業ヲ営ム株式会社ニ限ル
- 一 事業財團ハ事業ノ全部ノミナラズ其ノ一部ニ付テモ之ヲ設定シ得ルモ此ノ場合ニハ獨立ノ路線又ハ獨立ノ一般自動車道ニ付設定スルコトヲ要ス(第四十一條)
- 一 第二項本文ハ本事業抵當ニ關シテハ原則トシテ鐵道抵當法ニ依ルベキコトヲ示シタルモノナリ
- 一 第二項但書ハ鐵道抵當法ノ準用ニ當リ特ニ變更シタル事項ヲ示ス其ノ要旨左ノ如シ
- (イ) 登録ヲ登記トシタルコト
- (ロ) 強制管理ノ執行手續ハ監督官廳ニ於テ爲サズ總テ裁判所ニ於テ之ヲ爲スコト
- 一 鐵道抵當法中本事業抵當ニ準用アル主要ナル事項左ノ如シ
- (イ) 財團ハ一箇ノ物ト看做サレ抵當權消滅スルトキハ消滅スルコト(鐵道抵當法第二條)
- (ロ) 財團ヲ抵當ト爲ス債務ノ額ハ原則トシテ社債ノ額ト合セテ總株金拂込額ヲ超ユルヲ得ザルコト(同法第六條)

- (ハ) 免許ノ失效又ハ取消ノ場合ニ於テハ抵當權ヲ實行シ得ルコト(同法第二十二條)
- (ニ) 株式会社ニ非ザル事業者ノ事業ノ抵當ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シ得ルコト(同法第二十六條ノ二)
- (ホ) 抵當權ノ實行方法ニ付テハ本條第二項及第四十九條ニ規定スル事項ヲ除キ總テ鐵道抵當法第三章ノ強制競賣及強制管理ノ手續ニ依ルベキコト
- 一 鐵道抵當法中本事業抵當ニ準用ナキ主要ナル規定左ノ如シ
- (イ) 鐵道抵當法第五條(本法第四十五條ニ依リ抵當權ノ設定又ハ變更ハ監督官廳ノ認可ヲ必要トセズ)
- (ロ) 鐵道抵當法第二章登録ニ關スル規定
- 一 本事業財團ニ關シテハ鐵道抵當法ヲ準用スルノ外工場抵當法中ノ多數規定ヲ準用ス(第四十七條第一項)
- 一 自動車運輸事業ニ付専用自動車道ヲ開設セザル場合ニ於テモ財團抵當ノ制度ヲ認めタルハ本法ノ特色トスル所ナリ

第三十九條

自動車交通事業財團ハ左ニ掲グルモノニシテ同一自動車運輸事業者又ハ同一

自動車道事業者ニ屬シ且其ノ事業ニ關スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一 自動車道ノ敷地及其ノ上ニ存スル工作物並ニ之ニ屬スル器具機械
二 發着場、駐車場其ノ他自動車運行ノ爲必要ナル沿線土地及其ノ上ニ存スル工作物並ニ之ニ屬スル器具機械

三 自動車庫、停留所、貨物庫、給油所、附屬工場、事務所、事務員駐在所其ノ他事業ノ爲必要ナル建物及其ノ敷地並ニ之ニ屬スル器具機械

四 通信又ハ信號ニ要スル工作物及其ノ敷地並ニ之ニ屬スル器具機械
五 前四號ニ掲グル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動産ノ上ニ存スル地上權及

第三者ニ對抗シ得ベキ賃借權並ニ前四號ニ掲グル土地ノ爲ニ存スル地役權
六 自動車運輸事業ノ爲登錄ヲ受ケタル自動車及其ノ附屬品

七 事業經營ノ爲必要ナル貯藏物品及器具機械

【說明】

一 本條ハ事業財團ノ組成物件ニ關スル規定ナリ

一 第一號乃至第七號ニ掲グルモノヲ以テ財團ヲ組成スルニハ其ノ何レモガ其ノ財團ノ所有者ト爲ルベキ事業者ニ屬シ且其ノ財團ヲ設定スル事業ニ關スルモノタルコトヲ要ス、隨テ所有者ノ異ルモノヲ混ジ又ハ所有者ヲ同ジウスルモノ其ノ事業ニ關セザルモノヲ包含セシムルコトヲ得ズ

一 事業財團ヲ組成スルニハ本條各號ニ掲グルモノノ總テヲ具備スルヲ要スルニハ非ズシテ其ノ中現ニ存スルモノノ總テヲ以テ組成スレバ足ル(第四十三條第一項及第三項)但シ自動車運輸事業ノ爲ノ財團ヲ設定スルニハ不動産ノ存スルコトヲ要ス(第四十條第一項)

一 自動車運輸事業ニ使用スル自動車ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登録ヲ受ケルコトヲ要スルガ(第八條)本條ニ依リ財團ノ組成物件タルベキ自動車モ亦其ノ登録ヲ受ケタルモノニ限ルモノトス(第六號)、是レ自動車運輸事業ノ爲ノ財團ハ通常自動車ヲ主トスベキ

ヲ以テ之等ノ自動車ノ同一性ヲ確保シ本抵當制度ノ運用ニ支障ナカラシメントスルノ趣旨ニ出ヅ

五〇

第四十條 前條第一號乃至第三號ニ掲グル不動産ノ何レモガ存セザルトキハ自動車運輸事業ノ爲ニ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得ズ

自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ハ之ノミニ依リテ擔保セラルル債務ノ額ガ三萬圓以上ナラザルトキハ之ヲ設定スルコトヲ得ズ但シ第二以下ノ順位ノ抵當權設定ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

【説明】

一 本條ハ事業財團設定及抵當權設定ノ制限ニ關スル規定ナリ

一 第一項ハ自動車運輸事業ノ爲ノ財團設定ニ關スル特別制限ニシテ此ノ財團ハ動産ヲ主トスル傾向アリテ抵當權ノ本質ニ反スル虞ナキニシモ非ザルヲ以テ不動産ガ存スルコトヲ財團設定ノ必要條件トシタルモノナリ

一 第二項本文ハ前項ノ規定ニ依リ不動産ノ存在ヲ必要條件トスルモノ之ノミヲ以テハ形式的ニ僅少ナル不動産ヲ加フル虞アリテ猶抵當權ノ本質ニ副ハザルノ虞アルヲ以テ相當確實ナル不動産ヲ存セシムルノ趣旨ニ依リ取引ノ實際ト法規ノ簡明トヲ考慮シ更ニ債務ノ額ヲ以テ制限シタルモノナリ

一 右ノ制限ハ自動車運輸事業ノ爲ノ財團及自動車道事業ノ爲ノ財團ノ兩者ニ通ズル制限ナルモ實際上ハ主トシテ第一項ト同様ニ前者ニ其ノ適用アルモノトス

一 第二項但書ハ右ノ制限ハ財團ノ設定ヲ相當價格アルモノニ限ラントスルノ趣旨ニシテ財團設定後ハ其ノ必要ナキヲ以テ第二ノ順位ノ抵當權設定ノ場合ニハ其ノ要ナキモノトシタルモノナリ、隨テ第一順位ノ抵當權ニ付テモ債務ノ分割辨濟ニ因リ其ノ殘額ガ三萬圓ヲ下ル場合ニ在リテモ財團ハ消滅スルコトナシ

一 財團抵當ニ依ル債務ノ額ハ三萬圓以上タルコトヲ要スルト共ニ會社ノ總株金拂込額ヲ超ユルコトヲ得ザルヲ以テ(鐵道抵當法第六條)總株金拂込額三萬圓以上ノ株式會社ニ非ザレバ本財團ヲ抵當トスル借入ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

五一

第四十一條 自動車運輸事業又ハ自動車道事業ノ一部ニ付自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニ於テハ自動車運輸事業ニ在リテハ獨立ノ路線ニ付、自動車道事業ニ在リテハ獨立ノ一般自動車道ニ付之ヲ爲スコトヲ要ス

【説明】

- 一 本條ハ事業ノ一部ニ付財團ヲ設定スル場合ノ制限ニ關スル規定ナリ
- 一 蓋シ此ノ種ノ事業財團制度ハ事業ノ公共性ニ鑑ミ競落後モ其ノ事業ヲ繼續セシムルコトヲ本旨トスルヲ以テ事業ノ一部ニ付財團ヲ設定スル場合ニハ獨立シテ經營シ得ル範圍ニ限ルノ要アルト共ニ財團設定ノ上ハ其ノ事業ニ屬スルモノ及其ノ後之ニ屬セシメタルモノハ當然其ノ財團ニ所屬スベキヲ以テ（第四十三條第二項及第三項）此ノ點ヨリ見ルモ財團ニ屬スル物件ノ範圍ヲ明確ナラシムルノ要アルニ因ル
- 一 財團設定後更ニ免許ヲ受ケタル場合其ノ路線ガ獨立ノ路線タルトキハ之ヲ其ノ抵當ニ追加スルト否トハ事業者ノ自由ナルモ其ノ路線ガ獨立路線ニ非ズシテ前ノ路線ノ延

長ニ過ギザルトキハ前ノ路線ト延長路線トヲ合セタルモノガ獨立ノ路線トナルベキモノニ付事業者ハ財團變更ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

第四十二條 同一事業者ガ自動車運輸事業ト自動車道事業トヲ兼營スル場合ニ於テハ兩事業ニ關スルモノヲ合シテ一個ノ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得但シ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ノ何レカ一方ニ付自動車交通事業財團ヲ設定アリタル後ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ事業者ガ各事業ニ付各別ニ自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニハ一般自動車道ノ敷地其ノ他專ラ自動車道事業ニ關スルモノハ自動車運輸事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ屬スルコトナシ

【説明】

- 一 本條ハ同一會社ガ自動車運輸事業ト自動車道事業トヲ兼營スル場合ニ於ケル財團設定ニ關スル特別規定ナリ

一 第一項本文ハ此ノ場合ニ於テハ其ノ各別ノ事業ニ付各別ニ財團ヲ設定スルコトナクシテ各事業ニ屬スルモノヲ合シテ單一ノ自動車交通事業財團ヲ設定シ得ベキコトヲ明カニシタルモノナリ

一 茲ニ所謂兩事業兼營ノ場合トハ主トシテ同一ノ一般自動車道ニ依リ兩事業ヲ兼營スル場合(第三十三條)ヲ指スモ必ズシモ其ノ場合ニ限ラズ兩事業ガ場所ヲ異ニスル場合ニ於テモ兩事業ニ屬スルモノヲ合シテ單一ノ財團ヲ設定スルコトヲ妨ゲザルモノトス

一 兩事業ニ屬スルモノヲ合シテ單一ノ財團ヲ設定シタル場合ニ於テハ其ノ何レカノ事業ニ付免許ノ失效又ハ取消アリタルトキハ抵當權者ハ其ノ財團ノ全部ニ對シテ權利ヲ實行スルヲ得ルモノトス(第四十八條)

一 第一項但書ハ兩事業ニ關スルモノヲ合シテ單一ノ財團ヲ設定シ得ルハ其ノ財團設定ノ場合ニ限ルコトヲ明カニシタルモノナリ、蓋シ本事業ニ關スルモノヲ合シテ單一ノ財團ヲ設定スルハ本事業抵當ノ運用ヲ完カラシメントスルノ趣旨ニ出ヅルモ元便宜ノ

規定ニ屬スルヲ以テ一度一方ノ事業ニ付財團ヲ設定シタル後ニ迄及ボスハ複雑ナル法律關係ヲ生ジ妥當ニ非ザルヲ以テ之ヲ禁ズルノ外ナケレバナリ、隨テ此ノ場合ニ於テ兩者ヲ同一抵當權ノ目的ヲラシムルニハ他ノ事業ニ付別ニ財團ヲ設ケ共同擔保ト爲スノ外ナシ

一 第二項ハ兩事業ヲ兼營スル會社ガ自動車運輸事業ノミニ付財團ヲ設定スル場合又ハ兩事業ニ付各別ニ財團ヲ設定スル場合ニ於ケル物件ノ所屬ヲ明カニシタルモノナリ、蓋シ本事業抵當制度ニ於テハ財團設定後ハ當然所屬主義ヲ採ルヲ以テ(第四十三條第二項及第三項)之等ノ場合ニ於テハ兩事業ニ兼用スルモノハ原則トシテ自動車運輸事業財團ニ屬スルモノ兩事業ガ別箇ノ事業タルノ本質ニ鑑ミ一般自動車道ノ敷地其ノ他專ラ自動車道事業ニ關スルモノノミハ自動車運輸事業ノ爲ノ財團ニ屬セザルモノトシ以テ其ノ所屬ノ明確ヲ期シタルモノナリ

第四十三條 自動車交通事業財團ノ設定ハ自動車交通事業財團登記簿ニ所有權保存ノ登記

ヲ爲スニ依リテ之ヲ爲ス

自動車交通事業財團登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲シタルトキハ第三十九條ニ規定スルモノハ當然自動車交通事業財團ニ屬ス但シ第三者ニ對抗シ得ベキ他人ノ權利ノ目的タルモノ又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ目的タルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

自動車交通事業財團ノ設定後新ニ其ノ財團ノ所有者ニ屬シタルモノ亦前項ニ同ジ

【説明】

一 本條ハ事業財團設定ノ手續及效果ニ關スル規定ナリ

一 第一項ハ設定手續ヲ規定シタルモノニシテ本事業財團ヲ設定スルニハ自動車交通事業財團登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲スヲ以テ足り鐵道抵當ニ於ケルガ如ク監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セズ(鐵道抵當法第五條)

一 本法ニ在リテハ尙鐵道抵當ト異リ(鐵道抵當法第五條)財團ノ設定(本條)ト抵當權ノ設定(第四十五條)トハ之ヲ區別スルト共ニ鐵道抵當ニ於ケルガ如キ登録ヲ罷メ總テ登記ニ依ルコトトシタリ、是レ之等ノ事項ハ純然タル私權關係ニ屬スルヲ以テ官廳

事務ノ系統ニ鑑ミ一般ノ原則ニ從ヒタルモノナリ(第三十八條第二項)

一 所有權保存ノ登記ノ手續ニ付テハ工場抵當法ノ手續ヲ準用ス(第四十七條第一項)即チ登記申請人ニ於テ財團目錄ヲ添へ管轄登記所(第四十六條第一項)ニ之ガ登記ヲ申請スルトキハ登記官吏ハ其ノ財團ニ屬スベキモノノ中不動産其ノ他登記アルモノニ付テハ之ニ關スル登記簿ニ相當ノ記載ヲ爲シ又動産ニ付テハ官報ヲ以テ一箇月以上三箇月以内ニ於テ公告ヲ爲シタル後財團ニ關スル所有權保存ノ登記ヲ爲スモノトス(工場抵當法第二十三條乃至第三十五條)

一 抵當權ノ設定ニハ株主總會ノ決議ヲ要スルモ(第四十五條)財團設定登記ノ際ニハ必ズシモ其ノ決議アルコトヲ要セズ、但シ財團設定登記後二箇月以内ニ株主總會ノ決議ヲ經抵當權設定ノ登記ヲ受ケザルトキハ財團設定ノ登記ハ其ノ效力ヲ失フ(工場抵當法第十條)

一 第二項及第三項ハ財團設定ノ效果ヲ規定シタルモノニシテ事業ノ性質ニ鑑ミ鐵道抵當ニ於ケルト同様ニ(鐵道抵當法第十一條)當然所屬主義ヲ採リタリ、即チ事業財團

登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲シタルトキハ第三十九條ニ規定スルモノニシテ現ニ存
スルモノガ當然其ノ財團ニ屬スルハ勿論、財團ノ設定後新ニ其ノ財團ノ所有者ニ屬シ
タルモノモ亦當然其ノ財團ニ屬スルモノトシタリ、但シ之ガ爲他人ノ權利ヲ害スルコ
トハ妥當ニ非ザルヲ以テ之等ノモノニシテ他人ノ權利ノ目的タルトキ又ハ差押、假差
押若ハ假處分ノ目的タルトキハ夫等ノモノニ限リ財團ニ屬セザルモノトス（第二項但
書）、尙自動車運輸事業及自動車道事業ヲ兼營スル場合ニハ其ノ範圍ニ付別箇ノ趣旨ヨ
リスル制限アリ（第四十二條第二項）

第四十四條

自動車交通事業財團ハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權及抵當權以外ノ權利、差押、假
差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ズ但シ抵當權者ノ同意ヲ得テ之ヲ自動車運輸事業
又ハ自動車道事業ヲ營ム株式会社ニ讓渡スハ此ノ限ニ在ラズ
自動車交通事業財團ニ屬スルモノハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利、差押、假差押若
ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ズ但シ抵當權者ノ同意ヲ得テ之ヲ讓渡シ又ハ貸付クルハ

此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ自動車交通事業財團ニ屬スルモノヲ讓渡シタルトキハ抵當權ハ其
ノモノニ付消滅ス

【說明】

一 本條ハ事業財團及之ニ屬スルモノノ讓渡其ノ他ノ制限ニ關スル規定ナリ
一 第一項本文ハ事業財團ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ所有權及抵當權以外ノ權利ノ目的ト
爲シ又ハ之ニ對シテ差押、假差押若ハ假處分ヲ爲スコトヲ禁ジタルモノナリ、茲ニ所
有權及抵當權以外ノ權利ト言フハ所有權ニ付テハ事業者自身ノ所有權ヲ指シ抵當權ニ
付テハ財團ヲ目的トスル各順位ノ抵當權ヲ指スモノニシテ之等ノ權利ヲ除外スルコト
ヲ明カニシタルモノニ過ギズ

一 第一項但書ハ抵當權者ノ同意アル場合ニ於テハ財團ヲ讓渡スヲ禁ズルノ要ナキヲ以
テ此ノ點ヲ明カニスルト共ニ本事業財團ヲ設定シ得ルモノハ本法ニ於テハ其ノ事業ヲ
營ム株式会社ニ限ルヲ以テ（第三十八條第一項）夫以外ノモノニハ假令抵當權者ノ同

意アルモ、之ヲ讓渡シ得ザルコトヲ明カニシタルモノナリ、尙本法ニ於テハ鐵道ニ於ケルガ如ク事業全部ノ貸借ヲ認メザルヲ以テ（地方鐵道法第二十六條第一項）財團全部ノ貸付ハ假令抵當權者ノ同意アルモ之ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

一 第二項本文ハ財團ニ屬スルモノハ財團其ノモノト同様ニ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲シ又ハ之ニ對シテ差押、假差押若ハ假處分ヲ爲スコトヲ禁ジタルモノナリ、只財團其ノモノト異リ財團ニ屬スル箇々ノモノヲ別途ニ抵當權ノ目的ト爲スコトハ許スベキニ非ザルヲ以テ本項ニ於テハ特ニ所有權以外ノ權利ト規定シタリ

一 第二項但書モ亦第一項但書ト同様ナリ、只財團其ノモノト異リ財團ニ屬スル箇々ノ物件ニ付テハ其ノ貸付ヲ禁ズルノ要ナキヲ以テ抵當權者ノ同意アルトキハ之ヲ認ムルコトトシタリ

一 第三項ハ財團ニ屬スルモノヲ抵當權者ノ同意ヲ得テ讓渡シタル場合ノ效果ヲ規定シタルモノニシテ其ノ讓渡後ニ於テ猶其ノ物件ニ付財團ニ對スル抵當權ガ及ブモノト爲

ストキハ法律關係錯雜シ安當ナラザルヲ以テ此ノ場合ニ於テハ抵當權ハ其ノモノニ付消滅スルコトトシタルモノナリ

第四十五條

自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ設定又ハ變更ハ總株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後定款變更ト同一方法ノ株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

【説明】

- 一 本條ハ事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ設定又ハ變更ノ手續ニ關スル規定ナリ
- 一 本條ハ鐵道抵當法第五條ト同趣旨ナルモ監督官廳ノ認可ヲ受クルヲ要セザル點ニ於テ異ル、蓋シ財團ノ設定及之ヲ目的トスル抵當權ノ設定又ハ變更ハ純然タル私權關係ニ屬スルヲ以テ其ノ得喪變更ニ關スル公示方法ヲ登記ニ依ラシムルト共ニ（第三十八條第二項）之ニ關スル監督官廳ノ認可ヲ廢シタルモノナリ、尙監督官廳トシテハ抵當權ノ設定及消滅ノ場合ハ登記所ヨリ通知ヲ受クベキヲ以テ（第四十六條第三項）抵當權ヲ設定シタル事業者ニ對シ監督上必要アルトキハ他ノ行政監督ノ方法ヲ執リ得ルモ

ノトス(第十四條第四號、第二十九條第四號及第三十四條)

一 抵當權ノ設定又ハ變更ハ本法ノ事業會社ニ取り相當重要ナル事項ナルヲ以テ商法第二百九條ニ規定スル定款變更ト同一方法ノ株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要スルモノトシタリ

一 抵當權ヲ設定シ得ベキ場合ヲ總株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後ニ限リタルハ地方鐵道會社及軌道會社ニシテ營業トシテ自動車交通事業ヲ營ムモノ多キガ、之等ノ會社ニ在リテハ株金十分ノ一以上ノ拂込ヲ以テ會社ヲ設立シ得ベキヲ以テ(地方鐵道法第五條及軌道法第二十一條第一項)之等ノ會社ト雖抵當權ノ設定ニ付テハ社債發行ノ場合ト同様ニ總株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ抵當權ヲ設定シ得ザルコトトシタリ(地方鐵道法第七條第一項及軌道法第二十六條)

一 抵當權ノ設定又ハ變更ニ關シ株主總會ノ決議ヲ經ルヲ要スルハ其ノ設定又ハ變更以前ニ爲スヲ以テ是リ必ズシモ財團所有權保存ノ登記ノ申請以前ニ爲スヲ要セザルモ若シ其ノ登記後二箇月以内ニ抵當權設定ノ登記ヲ受ケザルトキハ財團所有權ノ保存ノ登

記ハ其ノ效力ヲ失フモノトス(工場抵當法第十條)

一 抵當權ノ設定又ハ變更ノ登記ニ關シテハ工場財團ノ抵當權ノ例ニ依ル(本法第四十七條、工場抵當法三十六條及第三十七條並ニ不動産登記法)

第四十六條

自動車交通事業財團ノ登記ニ付テハ其ノ財團ノ所有者タル會社ノ本店所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

自動車交通事業財團ノ所有者タル會社ガ本店ヲ一登記所ノ管轄地ヨリ他ノ登記所ノ管轄地ニ移シタル場合ニ於ケル登記手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

左ノ場合ニ於テハ登記所ハ直ニ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

一 第一順位ノ抵當權ノ設定ヲ登記シタルトキ

二 自動車交通事業財團ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ

【説明】

一 本條ハ事業財團ノ登記ヲ爲ス登記所ニ關スル規定ナリ

- 一 第一項ハ管轄登記所ヲ定メタルモノナリ
- 一 第二項ハ會社ガ本店所在地ヲ移轉シタル場合ニ於ケル從來ノ財團登記ノ移記共ノ他ノ登記手續ハ之ヲ命令ニ委ヌルコトヲ定メタルモノナリ
- 一 第三項ハ抵當權ノ設定及消滅ハ行政監督上ニモ關係アルヲ以テ之ニ關シ登記所ヨリ主務大臣ニ通知セシムルコトトシタルモノナリ

第四十七條

自動車交通事業財團ニ關シテハ工場抵當法第十條、第十二條、第十八條乃至第二十條、第二十二條乃至第四十四條、第四十七條及第四十八條ノ規定ヲ準用ス
 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外自動車交通事業財團ノ登記ニ關シテハ不動産登記法ヲ準用ス

登記ノ申請書ニハ不動産登記法第三十六條第三號乃至第八號ニ掲グル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 自動車交通事業財團ノ設定セラルル事業ノ表示

二 自動車運輸事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ在リテハ其ノ事業ノ行ハルル路線ノ表示

- 三 自動車道事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ在リテハ之ニ屬スル一般自動車道ノ表示
- 四 免許ニ有効期間ノ指定アルトキハ其ノ期間
- 五 免許ニ條件ガ附セラレタルトキハ其ノ條件

【説明】

- 一 本條ハ主トシテ自動車交通事業財團ノ登記ニ關スル規定ナリ
- 一 第一項ハ事業財團ニ關シテ準用スル工場抵當法中ノ規定ヲ示ス、蓋シ本事業抵當ニ關シテハ原則トシテ鐵道抵當法ヲ準用スルモ（第三十八條第二項）登録ヲ罷メ登記ニ依ルコトトシタルヲ以テ之ニ關スル規定ヲ要スルト共ニ工場抵當法中ニハ工場財團ノ登記ニ關シ詳細ナル規定アリテ登記所モ亦之ニ習熟スルガ故ニ之ニ依ルヲ便宜ト認メタルニ因ル
- 一 第二項ハ工場財團ニ在リテハ不動産ト看做サルル關係上（工場抵當法第十四條第一

項)當然不動産登記法ノ適用アルモ本事業財團ハ不動産ニ非ザルヲ以テ(鐵道抵當法第二條第三項)工場抵當法ノミニテ足ラザル部分ニ付テハ不動産登記法ヲ準用スルコトトシタルモノナリ

一 第三項ハ本事業財團ノ登記申請書ノ記載事項ヲ定メタルモノナリ、自動車運轉事業及自動車道事業ニ關スルモノヲ合シテ一箇ノ財團ヲ設定スル場合(第四十二條)ノ外ハ本項第二號及第三號ノ事項ハ其ノ何レカラ記載スルヲ以テ是ル

一 參考ノ爲第一項ニ於テ準用セル工場抵當法ノ規定ノ主要ナルモノノ内容ヲ摘記スレバ左ノ如シ

(イ) 財團ニ屬スベキ土地又ハ建物ニシテ未登記ノモノアルトキハ財團ヲ設クル前其ノ所有權保存ノ登記ヲ受ケタルコトヲ要ス(工場抵當法第十二條)

(ロ) 財團ノ所有權保存ノ登記ヲ申請ヲ爲スニハ成規ノ書面ノ外財團目錄ヲ提出スルコトヲ要ス(同法第二十二條)

(ハ) 右保存登記ノ申請アリタルトキハ登記所ハ不動産登記ノ場合ノ如ク直チニ之ガ登

記ヲ爲スニ非ズシテ財團ニ屬スベキモノガ他人ノ權利ノ目的タルトキ又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ目的タルトキハ其ノ儘ニテハ財團ヲ設定スルコトヲ得ザルヲ以テ(同法第二十七條)申請者ノ提出シタル目錄中不動産ニ付テハ登記簿ノ原簿又ハ他ノ登記所ヨリ送付ヲ受ケタル登記簿謄本ニ付右ノ點ヲ取調ベ(同法第二十三條)又動産ニ付テハ官報ヲ以テ一箇月以上三箇月以下ノ期間ヲ指定シ其ノ期間内ニ其ノ權利ヲ申出ツベキコトヲ公告シテ右ノ點ヲ取調ベ(同法第十四條及第二十五條)斯クシテ財團設定ニ付キ障害ナキコトヲ確メタル後始メテ登記官吏ニ於テ自動車交通事業財團登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲シ茲ニ財團ガ成立スルモノトス

(ニ) 財團所有權ノ保存登記アリタルトキハ登記申請者ノ提出シタル財團目錄ハ其ノ儘之ヲ登記簿ノ一部ト看做シ目錄中ノ記載ハ之ヲ登記ト看做ス(同法第三十五條)

(ホ) 財團ハ其ノ所有權ノ保存登記ヲ爲スニ依リテ設定セラルルモ(本法第四十三條第一項)元來抵當權設定ノ目的ノ爲ニ其ノ存在ヲ認メラルルモノニ付其ノ設定後二箇月内ニ抵當權設定ノ登記ヲ受ケザルトキハ財團所有權保存ノ登記ハ其ノ效力ヲ

失フモノトス(工場抵當法第十條)

(へ) 財團目錄ニ掲ゲタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキノ手續ニ付テハ工場抵當法第三十八條乃至第四十四條ニ規定スル所ニ依ル

(ト) 債務ノ辨濟ニ因リ抵當權ノ登記ガ抹消セラレタルトキ又ハ財團所有權保存ノ登記ガ效力ヲ失ヒタルトキハ登記所ハ財團ノ用紙ヲ閉鎖スルモノトス(同法第四十八條)

第四十八條

第四十二條第一項ノ規定ニ依リテ自動車交通事業財團ヲ設定シタル場合ニ於テ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ノ何レカニ付事業經營ノ免許ノ失效又ハ取消アリタルトキハ抵當權者ハ一事業ニ付自動車交通事業財團ノ設定セラレタル場合ニ準ジ財團ノ全部ニ對シ其ノ權利ヲ實行スルコトヲ得

【説明】

一 本條ハ自動車運輸事業及自動車道事業ヲ兼營スル會社ガ兩事業ニ關スルモノヲ合シテ一箇ノ財團ヲ設定シタル場合(第四十二條第一項)ニ於ケル抵當權ノ效力ニ關スル特

別規定ナリ

一 此ノ場合ニ於テハ兩事業ノ何レカノ免許ガ失效シ又ハ取消サレタルトキハ抵當權者ハ其ノ一事業ニ付財團ガ設定セラレタル場合ト同様ニ(第三十八條第二項及鐵道抵當法第二十二條)其ノ財團ノ全部ニ對シ權利ヲ實行シ得ルコトヲ明カニシタルモノナリ
一 免許ノ失效又ハ取消ノ場合ニ於テモ抵當權者ノ權利實行期間タル六箇月内及抵當權實行ノ終了ニ至ル迄ハ免許ハ仍存續スルモノト看做サレ(鐵道抵當法第二十二條第二項及第三項)尙其ノ競落人ガ競落ヲ許ス決定ガ確定シタル日ヨリ三箇月内ニ許可ヲ申請シタルトキハ(同法第七十三條)監督官廳ハ之ヲ許可スベキ義務アルヲ以テ(同法第七十六條)此ノ場合ニ於テハ免許ハ其ノ效力ヲ復活スルモノトス

第四十九條 自動車交通事業財團ニ對スル抵當權ノ強制執行ニ付テハ執行シ得ベキ一定ノ債務名義ヲ要セズ

強制管理ノ開始ハ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ニ對スル主務大臣ノ監督ヲ妨ゲズ

強制管理ノ管理人ノ任免ニ付テハ裁判所ハ主務大臣ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
強制管理終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

【説明】

- 一 本條ハ自動車交通事業財團ニ對スル抵當權ノ強制執行ニ關スル特別規定ナリ、本條ニ規定スル事項ノ外ハ總テ鐵道抵當法第三章ノ規定ニ依ルベキモノトス
- 一 第一項ハ鐵道抵當ニ在リテハ監督官廳ニ於テ登録ヲ爲ス關係上(鐵道抵當法第二十七條)執行力アル正本ハ監督官廳ノ官吏之ヲ付與スベキコトヲ規定シタルモ(同法第四十一條)本法ニ於テハ登記ニ依ルコトトシタルヲ以テ一般ノ原則ニ從ヒ一定ノ債務名義ヲ要セザルコトヲ明カニシタルモノニ過ギズ
- 一 第二項ハ強制管理開始スルトキハ管理人ハ財團ノ管理及收益ニ付必要ナル裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲シ(鐵道抵當法第八十五條)裁判所ハ管理人ヲ監督シ其ノ管理方法ニ付指揮ヲ爲スモ(本法第三十八條第二項及鐵道抵當法第八十一條第一項)此ノ場合ニ於テモ猶主務大臣ハ監督權ヲ失ハザルコトヲ明カニシタルモノナリ、尙管理人ハ財團

ノ管理ニ付テハ監督官廳ニ對シ取締役ニ代リ其ノ責任ヲ負フモノトス(鐵道抵當法第八十六條)

- 一 第三項及第四項モ亦本法ニ於テハ強制管理ノ執行ハ之ヲ裁判所ニ於テ爲スコトトシタル關係上其ノ手續ノ圓滑ヲ期スルト共ニ裁判所ト主務官廳トノ連絡ヲ密ナラシメントスルノ趣旨ニ外ナラズ

第五章 罰則

七一

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 免許ヲ受ケズシテ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ヲ經營シタルトキ
- 二 認可ヲ受ケズシテ一般自動車道ノ供用ヲ開始シタルトキ

【説明】

- 一 本條乃至第五十三條ハ事業經營ニ關スル犯則行爲ノ罰則ニシテ罪ノ輕重ニ應ジ刑罰ノ程度ヲ第五十條、第五十一條及第五十二條ノ三段ニ區別シタリ
- 一 本條ハ事業經營ニ關スル犯則行爲中最モ重キ事項ニ對スル刑罰ヲ定メタルモノニシテ第一號ハ第四條第一項及第十八條ノ違反、第二號ハ第二十三條ノ違反ヲ指ス
- 一 貸切自動車業者等ニシテ乗合類似行爲ヲ爲ス者尠カラズ、之等ノ者ニシテ其ノ業態自動車運輸事業ノ經營ト認ムベキトキハ本條ノ適用ヲ受クベク然ラズシテ一時的ニ乗合類似ノ行爲ヲ爲ス者ニハ其ノ適用ナシ、之等ノ行爲ニ對シテハ第十六條ニ依ル勅令

中ニ適當ノ罰則ヲ設クル豫定ナリ

- 一 自動車運輸事業者ガ認可ヲ受ケズシテ運輸ヲ開始シタルトキハ第五十二條第一號ニ依ル

第五十一條 免許ヲ受ケタル者ノ名義ヲ利用シテ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ヲ經營

シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス名義ヲ利用セシメタル者亦同ジ

【説明】

- 一 本條ハ免許ヲ受ケタル者ノ名義ヲ利用シテ事業ヲ經營シタル者及其ノ名義ヲ利用セシメタル者ニ對スル罰則ナリ
- 一 自ら免許ヲ受ケズ免許ヲ受ケタル者ノ名義ヲ利用シテ事業ヲ經營スルハ純理ヨリ見レバ無免許經營ニ外ナラザルモ、實際上ヨリ見レバ或免許ニ關聯シテ生ズル事犯ニ付何等免許ノ基本ナキ場合トハ其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ前條第一號ノ場合ニ比シテ其ノ刑ヲ輕ク規定シタルモノシテ其ノ點ヨリ見レバ前條ニ對スル特別規定ト言フヲ妨ゲズ

七三

一 本條ニ於テハ他人ノ名義ヲ利用シテ事業ヲ經營シタル者ヲ罰スルノミナラズ其ノ名義ヲ利用セシメタル相手方ヲモ同様ニ罰スルコトトシタリ、是レ實際上ヨリ見レバ免許ヲ受ケテ之ヲ私カニ他人ニ讓渡シ以テ利得ヲ計ラントスル者勸カラザルヲ以テ之等ノ者ヲ取締ラントスルノ趣旨ニ出ヅ

一 名義ヲ利用スト言フハ監督官廳ニ對スル關係ニ於テ免許ヲ受ケタル者ノ名義ヲ利用スルコトヲ指スモノニシテ實際上ノ營業名義ノ如何ハ之ヲ問ハザルモノトス

第五十二條 自動車運輸事業者又ハ自動車道事業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第五十條ニ規定スル場合ヲ除クノ外本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケテ爲スベキ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

二 免許、許可又ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ

三 本法ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

ル處分ニ違反シタルトキ

四 第八條ノ規定ニ依ル登録ヲ受ケザル自動車ヲ自動車運輸事業ノ用ニ供シタルトキ又ハ自動車ニ付不實ノ事項ノ登録ヲ申請シタルトキ

五 正當ノ事由ナクシテ一般自動車道ノ使用ヲ拒ミタルトキ

六 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ届出又ハ報告ヲ爲スベキ事項ニ付處偽ノ届出又ハ報告ヲ爲シタルトキ

七 監査員ノ監査ヲ妨ゲタルトキ

【説明】

一 本條ハ事業經營者ニ對スル罰則ニシテ其ノ罪輕キ場合モアルベキヲ以テ特ニ科料ヲ加ヘタリ

一 第一號中ノ本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケテ爲スベキ事項ニ付テハ左ノ各條參照

(イ) 自動車運輸事業ニ付テハ第六條、第七條、第十二條及第十三條

(ロ) 自動車道事業ニ付テハ第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十七條及第二十八條

- 一 第二號及第三號ノ條件ニ付テハ第十一條及第二十六條參照
- 一 第三號ハ處分違反ノ場合ニシテ本法ニ基キテ爲シタル處分ニ付テハ左ノ各條參照
 - (イ) 自動車運輸事業ニ付テハ第十條及第十四條
 - (ロ) 自動車道事業ニ付テハ第二十五條及第二十九條
 - (ハ) 兩事業ヲ通ジ自動車道ヲ開設スルモノニ付テハ第三十一條
- 一 第六號ノ報告及第七號ノ監査員ニ付テハ第三十四條參照

第五十三條

自動車運輸事業者又ハ自動車道事業者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

自動車運輸事業者又ハ自動車道事業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ

免ルルコトヲ得ズ

會社ノ代表者其ノ他ノ從業者會社ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ會社ニ適用ス

【説明】

- 一 本條ハ前三條ノ違反行爲ニ付處罰ヲ受クベキ者ニ關スル規定ニシテ事業監督ノ必要上事業經營ニ關スル犯則行爲ニ付テハ刑法ノ特例ヲ設ケ原則トシテ事業者ヲ罰スベキコトヲ定メタルモノナリ
- 一 第一項ハ事業者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ罰スベキコトヲ定メタルモノナリ、但書ニ所謂成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ民法第六條第一項參照
- 一 第二項ハ使用人等ノ行爲ニ付テモ事業者ヲ罰スベキコトヲ定メタルモノナリ
- 一 第三項ハ事業者ガ會社ナル場合ニハ會社ヲ罰スベキコトヲ定メタルモノナリ
- 一 公法人ノ犯則行爲ハ之ヲ罰セズ他ノ行政的處分ニ委ヌルモノトス

第七十四條 自動車道若ハ其ノ標識ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ自動車道ニ於ケル自動車ノ往來ノ危険ヲ生ゼシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

【説明】

- 一 本條乃至第五十七條ハ本法ノ事業ノ自動車ノ往來ノ安全ヲ確保スル趣旨ノ罰則ナリ
- 一 本條ハ自動車道ニ於ケル自動車ノ往來ノ危険ヲ防止スル趣旨ノ罰則ナリ
- 一 刑法第二百二十四條ハ陸路等ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ニ對スル刑罰ヲ定メタルモ、本法ニ規定スル自動車道ニ在リテハ一般ノ道路ト趣ヲ異ニシ自動車道ニ於ケル自動車ノ往來ハ恰モ鐵道軌道ニ於ケル汽車電車ノ往來ニ比スベキモノアルヲ以テ、本條ニ於テハ刑法第二百五條ニ準ズル規定ヲ設ケテ其ノ自動車ノ往來ノ危険ヲ防止セントスルモノナリ、只規模其ノ他ノ業態ヨリ見テ汽車電車トハ幾分異ル所アルヲ以テ其ノ刑ニ於テ之ヲ斟酌シタリ

- 一 未遂罪ヲ罰スル點亦同様ナリ(刑法第二百二十八條參照)
- 一 茲ニ謂フ自動車道ニハ一般自動車道及専用自動車道ヲ含ムモノトス

第七十五條 人ノ現在スル自動車運輸事業ノ自動車ヲ顛覆シ又ハ破壊シタル者ハ十年以下

ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ傷ニ致シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處シ死ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

【説明】

- 一 本條ハ自動車運輸事業ノ自動車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者ニ對スル罰則ナリ
- 一 刑法第二百二十六條ハ人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者ニ對スル刑罰ヲ定メタルモ、自動車運輸事業ノ自動車モ亦汽車電車ニ比肩スルモノヲ生ジ殊ニ本法ニ於テハ之ガ事業ノ基準ヲ定メ(第三條)又其ノ自動車ノ登録ヲ爲シ(第八條)以テ

路面電車ニ準ズベキ交通機關タラシムルノ趣旨ナルヲ以テ汽車電車ニ準ジ特ニ本條ヲ設ケタルモノナリ、只規模其ノ他ノ業態ニ於テ汽車電車ト幾分異ル所アルヲ以テ前條ト同様ニ其ノ刑ニ於テ之ヲ斟酌シタリ

一 刑法第二百二十六條ト特ニ異ル所ハ第二項ニ於テ因テ人ヲ傷ニ致シタル場合ヲ加ヘタルコトナリ、是レ第一項ノ刑ノ最高ヲ十年トシタル爲之ノミニテハ因テ人ヲ傷ニ致シタル場合モ普通ノ傷害罪(刑法第二百四條)ト異ル所ナキヲ以テ權衡上其ノ刑ヲ重クスルノ要アルニ因ル

一 未遂罪ヲ罰スル點亦刑法ト同様ナリ(刑法第二百二十八條參照)

二 本條ハ其ノ自動車ニ人ノ現在スル場合ニ限ルヲ以テ人ノ現在セザル自動車運輸事業ノ自動車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者ハ毀棄罪(刑法第二百六十一條及第二百六十四條)ニ該ルモノトス

第五十六條 第五十四條ノ罪ヲ犯シ因テ自動車ノ顛覆又ハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ

同ジ

【説明】

一 本條ハ自動車道ニ於ケル自動車ノ往來ノ危險ヲ生ゼシメ因テ自動車ノ顛覆又ハ破壊ヲ致シタル者ニ對スル罰則ニシテ第五十四條ノ結果犯ヲ定メタルモノナリ

一 此ノ場合ニ於テハ其ノ性質自動車運輸事業ノ自動車ヲ顛覆又ハ破壊シタルトキト異ル所ナキヲ以テ前條ノ例ニ依ルコトトシタリ

一 本條ニ謂フ自動車ハ第五十四條ノ場合ト同様ニ自動車運輸事業ノ自動車ト其ノ他ノ自動車トヲ包含スルモノトス

一 本條モ亦刑法ニ於ケルト同趣旨ナリ(刑法第二百二十七條參照)

第五十七條 過失ニ因リ第五十四條第一項又ハ第五十五條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ業務ニ従事スル者犯シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

【説明】

- 一 本條ハ過失ニ因リ自動車道ニ於ケル自動車ノ往來ノ危險ヲ生ゼシメタル者又ハ人ノ現在スル自動車運輸事業ノ自動車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者ニ對スル罰則ニシテ第五十四條第一項及第五十五條第一項ノ過失犯ヲ定メタルモノナリ
- 一 其ノ業務ニ従事スル者ノ過失犯ニ付テハ特ニ其ノ刑ヲ加重シタリ
- 一 本條モ亦刑法ニ於ケルト同趣旨ナリ(刑法第百二十九條參照)

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前自動車運輸事業又ハ自動車道事業ニ該當スル事業ニ付地方長官ノ爲シタル事業經營ノ免許又ハ許可ハ之ヲ本法ニ依ル自動車運輸事業又ハ自動車道事業經營ノ免許ト看做ス

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ自動車運輸事業ニ付新ニ免許ノ有効期間、運輸開始ノ認可申請期間又ハ事業ノ休止期間ヲ指定スルコトヲ得

登録税法第三條ノ六中「又ハ漁業財團登記簿」ヲ「漁業財團登記簿又ハ自動車交通事業財團登記簿」ニ改ム

印紙税法第四條第一項第一號中「軌道財團」ノ下ニ「、自動車交通事業財團」ヲ加フ

【説明】

- 一 第一項ハ本法實施ニハ附屬命令ノ制定其ノ他諸般ノ準備ヲ要スルヲ以テ施行期日ヲ勅令ニ委ネタルモノナリ

- 一 第二項ハ從來自動車取締令及明治四年十二月十四日布告修路架橋運輸ノ便ヲ興ス者ニ入費金徴收許可方ニ依リ地方長官ノ免許又ハ許可ヲ受ケタルモノハ本法施行後モ原則トシテ其ノ效力ヲ認ムル趣旨ナリ
- 一 第三項ハ前項ノモノノ中自動車運輸事業ニ在リテハ其ノ事業者甚ダ多ク各地方長官ノ免許等モ亦區々ニ汎リテ無制限ニ之ヲ認ムルハ本法ノ趣旨ニ反スル虞ナキニ非ザルヲ以テ特ニ重要トスル事項ニ關シ主務大臣ニ於テ必要ナル措置ヲ講ズルノ途ヲ認メタルモノナリ
- 一 第四項ノ登録税法中改正及第五項ノ印紙税法中改正ハ本法ニ於テ自動車交通事業抵當ノ制度ヲ設ケタルヲ以テ其ノ必要アルニ因ル

(參照)

登録税法 第三條ノ六 工場時局登記簿、鐵業財團登記簿又ハ漁業財團登記簿ニ登記ヲ受ケタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

- 一 抵當權ノ取得 債權金額 千分ノ一
- 二 信託ノ登記 債權金額 千分ノ一

- 三 競賣、強制管理ノ申立 債權金額 千分ノ一
 - 四 假差押、假處分 債權金額 千分ノ一
 - 五 抵當アル債權ノ差押 債權金額 千分ノ一
 - 六 滞納處分以外ノ原因ニ因ル權利ノ處分ノ制限ニシテ特ニ掲ケサルモノ 債權金額 千分ノ一
 - 七 抹消シタル登記ノ回復 每一件 金貳圓
 - 八 假登記 每一件 金貳圓
 - 九 附記登記 每一件 金貳圓
 - 十 登記ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金貳圓
- 印紙税法第四條 左ニ掲ケル證書、帳簿ニ關シテハ一通毎ニ、帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙税ヲ納ムヘシ
- 一 不動産、鐵道財團、軌道財團 記載金高五十圓以下ノモノ 二 錢
 - 又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書 同 百圓以下ノモノ 三 錢
 - (以下略) 同 五百圓以下ノモノ 十 錢
 - 同 千圓以下ノモノ 二十 錢
 - 同 一萬圓以下ノモノ 五十 錢
 - 同 一萬圓ヲ超ユルモノ 一 圓
 - (以下略) 記載金高ナキモノ 三 錢

一自動車工業確立ニ関スル調査費

本邦ニ於ケル自動車ノ需要ハ逐年急増ノ趨勢ニアルニ拘ラズ之ガ供給ヲ輸入ニ俟ツハ國際貿易ノ改善上ハ固ヨリ國所上遺憾ニ堪エズ且本工業ハ一ツノ綜合工業ニシテ一般工業ノ發達トモ密接ノ關係アルヲ以テ新業ノ確立ハ本邦産業ノ振興上極メテ緊要ナリ。依テ本工業ノ確立ヲ期スル為メ之ガ技術的並經濟的諸般ノ事項ヲ調査研究シ以テ本邦産業ノ發展ヲ図ラムトス

仍テ之ノ經費ヲ要ス